

平成30年度 第10回全体庁議（11月7日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(6) 2020年度の帯広市立中学校の通学区域変更について [学校教育部]
----	-------	--------------	--

■ 提案・報告の趣旨

小学校の通学区域と中学校の通学区域は、小中学校間の指導の連続性・系統性や、小中学校を通じた地域との協力関係の形成などの観点から、整合していることが望ましいと考えている。

このため、一部の児童のみが異なる中学校へ進学する地域で、当面、適正規模の確保等の取り組みなどへの影響がないと見込まれる地域の通学区域を見直すことについて検討を行い、同内容を11月20日の建設文教委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

1 通学区域変更箇所

以下の地域の中学校の通学区域を「南町中学校」から「帯広第四中学校」へ変更する。

西12条南31丁目、西12条南32丁目、西13条南27丁目、西13条南28丁目、西13条南29丁目、西13条南30丁目

2 経過措置

2020年4月時点の小学1年生が中学校へ進学するまで、区域外通学許可申請により従来の中学校への進学を許可するものとし、許可期間は中学校卒業までとする。

なお、兄弟が従来の中学校に在学している場合は、その弟妹についても当該校への区域外通学を卒業まで許可するものとする。

3. 変更(予定)日

2020年4月1日

規則改正の施行前においても、希望があった場合は、区域外通学許可申請により変更後の通学区域による通学を認めるものとする。

■ 今後のスケジュール

- ・ 2018年 12月 教育委員会会議へ規則改正議案の提出
- ・ 2019年 <周知期間>
- ・ 2020年 1月下旬 2020年度新中学1年生へ入学通知書の送付
- ・ 2020年 4月 施行（規則改正が議決された場合）

■ 審議結果

- ・ 同内容で、11月20日建設文教委員会へ報告することで了承された。

■ その他、指摘事項等

- ・ 特になし